



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

資産税の税務調査について (相続・贈与税)

平成27年より相続税の基礎控除が下がり、相続税の申告が必要な方が、この地域の場合3倍ぐらいに増加しております。当然調査件数も増えて「税務署からの突然の調査の連絡」は80%以上、ご家族にあります。その次に顧問税理士に連絡がきます。突然の連絡に驚かれてしまわれると思います。先にご家族の予定を押さえ、その次に税理士連絡するやり方は、法人や個人事業の調査と同じです。

突然の飛び込み調査は、資産税の場合は割りと少ないです。

調査連絡があれば誰も気になり、疑心暗鬼になったり、調査当日まで落ち着かないことと思います。当事務所でも年間3~4社の法人や個人事業の方の調査の立会いをさせていただいております、相続税の調査は年に1件程です。(割合で考えると25%くらいでしょうか)

調査があると体調を壊してしまう方も多く見えます。しかし資産を相続された以上避けては通れないものです、なるべくストレスをためないように終わらせたいものです。

相続税の調査で税務署から聞かれること

1. 故人の出生からの生い立ち (生まれた場所、学校、初就職先、転職先、自営業等の開始時期・内容)
2. 故人が事業を行っていたり、会社の経営者の場合は開業からの経緯を細かく聞かれます。
3. 家族の状況、配偶者や子供、子の配偶者、お孫さんが見えれば、
年齢、住所地、職業、結婚の時期等々かなり細かく聞かれます。
4. 故人や家族の趣味、晩年の友人関係や、所属していた社会 (老人会、お寺、自治会等々のこと)
5. お亡くなりになった、状況等の立ち上がったことも、差し障り無ければ教えていただけますでしょうか?

相続税の調査で税務署が確認する書類

1. 故人の預金通帳、過去5年分ほど (調査の一番の目的は、**生前贈与と生前の高額支払いの確認**です)
2. 相続人全員の預金通帳、過去5年分ほど (名義預金・名義株が無いかの確認)
3. 自宅の金庫、タンス等の中、お仏壇の引き出し
4. 証券会社の取引明細、支払領収書・請求書・カード明細等 過去5年分ほど
5. 銀行の貸金庫の使い方・実地調査で貸金庫内を確認 (調査連絡があつてからの銀行の開閉記録)
6. 生命保険証券・積み立て傷害・火災共済・出資金
7. 事業を行っている場合には、申告書・決算書5年分くらい
8. 5年前くらいからの資産購入に関する内容

調査する場所

1. 基本は故人の自宅
2. 調査官の人数が2人以上の場合には、金庫・貸し金庫や通帳がしまつてある場所までついて来ます
3. 机の引き出しや手帳、葬儀関係の書類
4. 大きなお屋敷の場合には、車のトランクの中身・物置・蔵を確認したりもします
5. 別の日や、別の調査官が取引先や銀行・証券会社を調査したりします。

今ではほぼ全ての金融機関での親族名義の預貯金・株取引等の記録はある程度確認してから調査に来ます

任意調査なのに、どこまで見せなくてはいけないのか?

法律では「所轄税務署職員は、調査について必要があるときは、質問し、その他の物件を検査することができる。」との規定があり、国による納税者への調査において、質問し、検査する権利が認められています。納税者は、税務職員の質問に対して、誠実に答える義務を負うものとされています。